

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法	「耐力上主要な部分の地震に対する安全性」		
	I	II	III
指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法 (平成7年12月25日 建設省告示第2089号)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に 定める「第1次診断法」	—	—	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ ($I_{so} = 0.8$)
一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に 定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s / I_{so} \geq 0.5$ 又は $C_{tu} \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot SD$
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

- I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

・附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

・耐震改修工事を実施済みの建築物は、改修後における安全性の評価の結果による。